

司法代書人法案特別委員會議事速記第一號

委員氏名

- | | | |
|------|-------|-----|
| 委員長 | 伯爵柳原 | 義光君 |
| 副委員長 | 山脇 | 玄君 |
| | 子爵舟橋 | 遂賢君 |
| | 子爵東坊城 | 德長君 |
| | 子爵伊東 | 祐弘君 |
| | 淺田 | 德則君 |
| | 柴田 | 家門君 |
| | 男爵佐竹 | 義準君 |
| | 藤本 | 開作君 |

大正八年三月二十六日(水曜日)午後一時九分開會

○委員長(伯爵柳原義光君) ソレデハ是ヨリ司法代書人法案委員會ヲ開キマス、一應政府當局ノ此案ニ對スル御説明及御所見ヲ伺ヒマス

○政府委員(鈴木喜三郎君) 此司法代書人ニ關スル取締法規ニ付キマシテハ、茲ニ三年此方年々議院ニ司法代書人カラシテ請願ガ出テ來マシテ、之ニ關スル所ノ法規ヲ設ケテ貴ヒタイト云フコトデアリシテ、既ニ採擇ニモナクテ居ル次第デアリマス、爾來政府ニ於キマシテモ、何トカ是ガ取締法案ヲ設クル必要ガアルト云フコトハ、認メテ居ラタリマスルガ、未ダ其調査ノ完了ヲ見ルコトガ出來ナカク、デアリマス、所ガ偶、本年衆議院ヨリシテ司法代書人法案ナルモノガ出マシテ、就テ其案ニ依ッテ見マスルニ其初メ出マシテ所ノ司法代書人法ナルモノハ、殆ド辯護士法ト同ジヤウナコトデアリマシテ、或ハ行過ギテ居ル點モアリマスシ、或ハ及バザル點モアルノデゴザイマスカラシテ、提出ニナリマシテ所ノ司法代書人法案ト致シマシテハ、政府ハ贊成スルコトガ出來ナイト云フ意見ヲ述ベタノデゴザイマス、其後段々懇談ヲ遂ゲマシテ、司法代書人ト云フモノニ對シテ取締法規ヲ設クル必要ガアルト云フコトハ政府ニ於テモ認メテ居ル次第デアリマス、現今ノ狀態デ申シマスレバ隨分此司法代書人ノミナラス、他ノ區役所等ニ出シマスル書面ノ作成ヲ業トスル代書人ニ於キマシテモ、部内ニ弊害ガアルト云フコトハ認メラレテ居ルノデアリマス、殊ニ裁判所、檢事局ニ差出シマスル書面ノ作成ヲ業トスル所ノ此司法代書人ナルモノニ付テノ取締ハ、一層之ヲ爲サナケレバナラヌ必要アリト云フコトハ認メテ居ルノデゴザイマスルカラ、政府ニ於キシテモ其取締ルベキ要點ヲ指摘イタシマシテ、遂ニ本院へ廻付ニナリマシヤウナ案ヲ衆議院ニ於テ作成スル次第

トナクノデゴザイマス、此案ニ付テ見マスレバ最モ今日ノ時弊ヲ救済スルニ足ルベキ法案ナリト信ジマスルカラシテ、政府ト致シマシテハ此案ニ付テハ異存ハゴザイマセヌ、贊成ノ意ヲ表スルモノデゴザイマス、付キマシテハ切迫ノ折柄甚ダ御迷惑ノ次第デアリマスルケレドモ、折角出來マシタモノデゴザイマスルカラ、御審議ノ上御協賛アラムコトヲ希望イタシマスル次第デアリマス

○山脇玄君 唯今ノ御説明デ略、分リマシタガ、今日ノ實際ハ矢張り斯ウ云フ代書人ヲ司法裁判所ニ附屬セシメ、一方ニ區役所、或ハ警察ノ方ニ代書人ガ居ル、二ツニ分レテ事務ヲ分擔シテ居ル仕事デアラウト思ヒマスガ、一方ノ司法代書人ニ限ッテ今日此法案ヲ設ケネバドウ云フ弊害ガアル、今日ノ實際ノ場合ハ我々見テ居ルノハ弊害モナク、分業ヲシテ此者ガヤッテ居ル、別ニ此節サウドウモ、「モグリ」ノヤウナ者ガヤッテ居ラタラヌ、裁判所ノ方モ、警察ノ方モ、區役所ノ方モ、ソレソレ不都合ナク實際ヤッテ居ルヤウニ我々考ヘテ居ル次第デアリマス、一方ノ司法代書人ニ限ッテ今日此法案ヲ設ケネバドウ云フ弊害ガアルト云フ、其弊害ノアル所ヲ少シ御述ベニナクテ戴キタイノデス

○政府委員(鈴木喜三郎君) 御承知ノ通り今日代書人業ト致シマスル者ハ司法部ノ方ニ屬シテ居リマセヌノデゴザイマス、總テ代書人業トスルコトノ免許ヲ受ケマスルニハ、東京ニ於テハ警視廳、府縣ニ於キマシテハ府縣知事ノ認可ニ依ッテ代書人業ト云フモノヲ營ンデ居ルノデゴザイマス、而シテ其代書人業ヲ許サレタル所ノ者ガ、或ハ區役所ニ差出シマス書面ヲ作リマスシ、或ハ裁判所ニ差出シマス書面ヲ作リマス、所デ此裁判所ニ差出シマス書面ヲ作ル者ニ付テ弊害ガアルト云フコトノ一二ヲ申上デマスルト云フト、例ヘバ刑事事件デ申シマスレバ、刑事事件ノ告訴、告發書ヲ作成スルト云フコトヲ代書人ニ頼ム、所デ直グ損ハ皆トハ申シマセヌガ、中ニ惡イ代書人ガデアリマシテ、御前ニ對スル所ノ告訴狀ヲ今日自分ハ頼マレテ作成シテ、其書面ハ檢事局ヘ無論提出ニナラト思フト云フコトヲ被告訴人ノ方ヘ内通スル、或ハ民事ノ事件ニ付キマシテモ、假差押若クハ假處分ノ申請ヲ爲ス爲ニ書類ノ作成ヲ頼ム、サウスルト忽チ其差押ヲ受ケル者、假處分ヲ受ケル所ノ者ニ内通アリシテ、サウシテ金ヲ貰フ、斯ウ云フヤウナコトヲ隨分ヤリマシテ、書面ノ作成ヲ依頼シタガ爲ニ早く相手方ノ方ヘ其事ガ知

レテ、財産ヲ隱匿サレテ仕舞フト云フヤウナコトハ多クゴザイマス、之ニ伺ヒマシテ司法省、即チ裁判所ト致シマシテ之ヲ取締ラムトスルモ、今日ニ於キマシテハ裁判所ナルモノハ監督權ガナイノデゴザイマス、是ハ順次手ヲ經マシテ内務省系統カラシテ取締ラシテ貰フヤウニハ運ンデ居ルノデゴザイマスガ、實際ニ於テハ其弊風ヲ未ダ矯ムルコトガ出來ヌノデ、之ヲ地方裁判所所長ノ監督ニ屬セシメテ、サウシテサウ云フヤウナ行ハスル者ガアツタラバ、或ハ科料ニ處スルトカ、或ハ其免狀ヲ取上ゲテ仕舞フト云フコトニ致シマシタナラバ、此裁判所ヘ差出ス書面ノ作成ヲ業トスル者ノ取締ガ出來マシテ、其弊風ヲ矯ムルコトガ出來ヤウナト思フノデアリマス、行政廳ヘ差出シマス書面ノ作成ニ付キマシテハ左ホドノ弊害ハナカラウト思フノデアリマス、唯今申上デマス通り裁判所ニ差出シマスル書面ガ、何時デモ裁判所ノ處分ヲ經ナイ中ニ相手方ノ方ニ通ズルト云フコトニナリマスルト、詰リ權利ノ擁護ト云フコトモ出來ナクナツテ、或ハ犯罪事件ト云フモノニ付キマシテモ、證據ヲ湮滅シテ遂ニ逃ゲテ仕舞フ、縱シヤ證據ノ湮滅ガ仕舞フセナイニシテモ、檢事局ノ取調、裁判所ノ取調ニ複雑ナル手數ヲ來スト云フヤウナコトガ多クアルノデゴザイマス、其他數ヘ舉ゲマスレバ、例ヘバ登記書類ヲ作成シテ、サウシテ、登記所ヘ書面ヲ差出ス、其代書屋ト云フモノガ媒介ヲ致シマシテ、直グ代書屋デ金錢ヲ授受サセル、其金錢ヲ授受イタシマシタモノニ付キマシテ、隨分田舎ニ行キマスルト自分ガ仲間ニナツテ授受シタ金錢ヲ博奕ヲスル、或ハ料理屋ニ連込ムトカ、甚シキニ至リマシテハ代書屋ガ自ラ料理屋ノヤウナモノヲ營ニマシテ、サウシテ田舎ノ方デゴザイマスルト、洵ニ申上ゲルノモ無禮ノ言葉デアリマスルガ、淫賣婦ノヤウナ者ヲ置キマシテ、サウシテ金ヲ使ハシテ仕舞フト云フヤウナコトモアルノデゴザイマス、是等ノコトヲ目撃イタシテ居リマシテモ、裁判所ノ方デハ手ヲ染メテ之ニ監督ヲスルコトガ出來ナイノデアリマス、サウ云フ次第デアリマスルカラシテ、今日之ヲ取締ルト云フ事柄ハ、必要ノコト、存ズルノデゴザイマス

○子爵舟橋遂賢君 現在デハドウナツテ居ルノデス、此司法代書人ノ裁判所ノ構内ニ居ル者ハ、其許スト云フノニハ、ドウ云フ手續ニナツテ居リマスカ

○政府委員(鈴木喜三郎君) 構内代書ト稱シテ居ル者ガアリマシテ、即チ裁判所ノ建物ノ中デ代書ヲスル者ハ、是ハ、人間ノ善惡ヲ鑑査イタシマシテ、構内デ業務ヲ營ムコト

ヲ許シテ居リマス、此者ニ付キマシテハ、唯今申シマシタヤウ
ナ弊害ハ餘リ無イノデゴザイマス、若シサウ云フヤウナ事ノア
ルコトヲ發見イタシマスレバ、忽チニ構内代書業ヲ營ムト
云フコトヲ差止メマスデゴザイマス、構内代書ノ方ニ付
キマシテハ、今ノ所ハ大ニ取締ガ出來テ居ルノデゴザイマス、
ルガ、御承知ノ通り裁判所門外ニ於テ營シテ居ルヤツニハ、
少シモ手ヲ染メルコトハ出來ヌノデ、多クハ門外ノ方ガ吹キ
ナ店ヲ構ヘテ、大キナ看板ヲ掲ゲデ、サウシテ人ヲ招イテ、詰
リ便宜ヲ與ヘテヤルト云フヤウナコトニスルモノデスカラ、自
然構内ニ往テ代書ヲ頼ムヨリハ、構内代書ニ就テ書類ヲ
作製スルノガ多イノデゴザイマス、サウ云フ次第デゴザイマス
カラ、從テ弊害モ、構内代書ニ於キマシテハ、ソレハ先程申
上ゲマシタ、相手方ニ通ズルト云フヤウナコトハ、有ルカ無イ
カ此點ハ定カニ分リマセヌカ、後ニ申上ゲマシタ金ヲ使ハシ
テ仕舞フトカ、博奕ノ材料ニスルトカ云フヤウナコトハ、ソレ
ハ無論ナイノデス

○子爵東坊城徳長君 此代書業ヲ出願シマス時ニ、認可
ヲ受クルコトヲ要ストゴザイマス、是ハ別ニ資格ノコトモ何
モ書イテゴザイマセヌカ、何カ内規トカ何トカ云フヤウナモ
ノカ、別ニ出來ル譯デゴザイマス、ドウ云フ者デモ許サレル
譯デゴザイマスカ

○政府委員(鈴木喜三郎君) 言換レバ施行細則ト云
フヤウナモノヲ拵ヘマシテ、或ハ監督手續ト云フヤウナモノヲ
拵ヘマシテ、サウシテソレト認可ヲ與フベキ所ノ、標準ノヤ
ウナモノヲ作ラナケレバナラヌカト思フノデゴザイマス、別
段ニ學科試験ヲスルトカ、或ハドウスルトカ云フヤウナコト
ハ、マアセヌ積リデゴザイマス、ケレドモ凡ソ、民事訴訟法ノ
試験ヲスルトカ、刑事訴訟法ノ試験ヲスルトカ云フコトハ致
シマセヌケレドモ、自然詮衡ニ於キマシテハ身許調査モ致シ
マスシ、法律學ノ學校デモ卒業シタ程度ノ者デナケレバ、許
サスト云フコトニシヤウト思フテ居リマス、内部ノ規定ノ監督
手續等ニ依テ定メル積リデゴザイマス

○子爵東坊城徳長君 今日營業シテ居リマスル者ノ中
デ改メテ認可ヲ得ルト云フコトニナリマス、其中ニ許サレ
ル者モ許サレナイ者モ出來ルト云フコトニナリマスカ

○政府委員(鈴木喜三郎君) 聞ク所ニ依レバ、現今免許
ヲ受ケテ居ル者ノ中ニモ、前科者ナドガアルサウデゴザイ
マス、是ハ府縣ガ許可スルニ當リマシテ、詮索ノ不行届ナドカ
ラ來タノカモ知レマセヌカ、サウ云フ輩モアルサウデゴザイマス
カラ、若シ裁判所ノ監督ニ屬スルト云フコトニナリマスレバ、
十分ソレ等ノ事柄モ身許調査ヲ致シマシテ、今日營シテ居
ル者デモ、サウ云フヤウナ輩ハ、或ハ許サスト云フコトニナルカ
モ知レマセヌ、大體サウデナイ者ハ、既ニ免許ヲ一旦得テ居

ルノデゴザイマスカラシテ、十中八九ハ許シテヤラウト、斯ウ
云フ考デゴザイマスルガ、今申上ゲル通り前科者デアルトカ、
或ハ先程私ガ申シマシタ弊害ノ因ヲ成スヤウナ者等ハ、無
論許サヌ積リデゴザイマス

○子爵東坊城徳長君 モウチット伺ヒタウゴザイマス、是ハ
何名ト云フ數ハ無イノデゴザイマセウネ、十人デモ二十人デ
モ許サレル譯ニナリマスカ

○政府委員(鈴木喜三郎君) 左様デゴザイマス、別段制
限規定ハ置カテ積リデゴザイマスルガ、自然事實ニ於キマシ
テハ制限ガ付クテラウト思フノデス

○委員長(伯爵柳原義光君) 段々承ルト、此取締法ハ必
要デアルヤウニ承ハリマスガ、ソレナラナセ政府ハ衆議院ノ
提案ヲ待タズシテ、政府自身トシテ御出シニナラナカッタ
デセウカ

○政府委員(鈴木喜三郎君) 先程申上ゲマスル通り、二
三年コノカタ代書人カラシテ請願ガゴザイマス、其請願ノ
内容ニ付テ見マスルト云フト、標題ヲ司法代書士ト云フヤ
ウナコトニシテ、位地ヲ昂上サシテ吳レロ、或ル時ノ請願ニ
依リマシテハ、佛蘭西ノ代書人ノヤウナ職權ヲ持タシテ、所
謂訴訟ノ下準備ノ職務ヲ執ルヤウナコトヲサシテ吳レロト
カ云フヤウナ請願ハ、度々ゴザイマシタガ、其趣意ガ一樣ニ
出テ居ラス、唯徒ラニ位地ノ昂上ト云フヤウナ請願モゴザイ
マシタ、ソレ等コレ等ヲ調査イタシマシテ、尙ホ此代書バカリ
デハゴザイマセヌ、世ニ所謂「ムグリ」「三百」斯ウ云フヤウナ
者ノ取締モ、或ハ同時ニスル必要ガアルカモ知レヌト云フヤ
ウナコトデ、十分調査ハ重ネテ居ルノデゴザイマスガ、何レノ
點ニ定メタ方宜カラウカ、ト云ウヤウナコトニ考慮ヲ費シ
テ居ル爲ニ、今日マデ政府ハ提案シナカッタ次第デアリマス、
決シテ斯ウ云フモノヲ拵ヘル必要ナシトテ、請願ヲ閉却シタ
譯デハナイノデゴザイマス、幸ニ今回斯ウ云フノガ出マシテ、
先程申上ゲマスル通り、司法省ト協議ヲ遂ゲマシテ、司法
省ノ意見モ此委員會デ述べマシタナラバ、斯様ナ案ガ出マ
シテ、此案ガアリマスレバ、今日ノ實際代書業務ヲ營ム者ダ
ケノ取締ハ、十分デアラウト斯ウ考ヘテ居リマス、之デ結構
ダラウト思フノデゴザイマス

○山脇玄君 先刻ノ御話ニ、全國ノ代書人ト云フハ、府
縣デハ府縣知事、東京市ハ警視廳ノ認可ヲ受ケル、併ナガ
ラ司法裁判所ノ廳内ニ於テ業ヲ營ム者ハ、取締ハ嚴重ニ
行届クト云フ御話デゴザイマスガ、サウスルト別ニ廳内ノ裁
判所ノ内代書ヲシテ居ル者ハ、又別ニ認可ヲ受ケルト云
フコトハシナイデモ、取締ガ側ニ居ルモノダカラ出來ルト云フ
ヤウナ御話ニ承ハテ居リマスガ、ソレデ宜シイノデアリマセ
ウネ

○政府委員(鈴木喜三郎君) 此裁判所構内ノ代書ハ、
裁判所長ノ認可ヲ受ケテ、構内ニ其業ヲ營マセルコトデゴ
ザイマスカラ、矢張構内取締ノ働キト致シマシテ、許可ヲ受
ケルコトニシテ居リマス

○山脇玄君 ソレハ如何デアリマセウカナ、是ハ司法ノ代
書、ソレカラ行政ノ代書ト別レテ居テ、大體ノ認可ト云フ
モノハ、府縣知事若クハ警視廳ヲ受ケル、ケレドモ今司法次
官ノ申サレル方ニハ、構内代書スル者ハ又裁判所ノ認可
ヲ受ケル、サウスルト是ハ行政トノ關係ガアルヤウデアリマス
カラ、行政ノ方ノ内務省ノ方ノ委員モ御列席ヲ願フテ、其方
ノ取締ノ工合モ承テ見テハ、ドウ云フモノデゴザイマセウ

○子爵伊東祐弘君 第一條ノ「裁判所及檢事局」云々
トアル、此裁判所ニハ司法裁判所ト行政裁判所ト二ツアル
譯デスガ...

○政府委員(山内確三郎君) 此一條ノ「裁判所」ト云フ
中ニハ、行政裁判所ハ這入テ居ナイ積リデゴザイマス、司法
裁判所ノ積リデゴザイマス

○政府委員(鈴木喜三郎君) 之ニハ司法代書人ト斯ウ
云フ風ニ此名前ヲ附ケマシタカラ、自然裁判所ト言ハバ司
法裁判所ト斯ウ解釋ガ出來ル、斯ウ思フテ居ルノデアリマス
○子爵伊東祐弘君 サウスルト行政裁判所ノ方ニ提出ス
ル書類ヲ作成スルト云フ方ノ取締ハ是デハ出來ナイノデアリ
マスカ

○政府委員(山内確三郎君) ソレハ行政裁判所ノ方デ
アリマスガ、行政裁判所ノ所長ガ監督スルト云フコトニナルノデ
是ハ司法裁判所ノ所長ガ監督スルト云フコトニナルノデ
行政裁判所ノ總テノ書面マデ監督スルニハ、及ブマイカト思
ヒマス、ノミナラズ、區役所ノ代書、或ハ其他ノ行政上ノ代
書ノ事柄モ、矢張り内務省ガ監督スルト云フノデ、殊ニ弊
害ノ最モ多クシテ、影響ノ最モ多イノハ、普通裁判所ノ
權利關係ニ付テ起テ居ル、司法省ノ立場ト致シマシテ、其
司法裁判所ニ出ル分ニ付テノ監督ハ出來ルガ、行政裁判
所ノ行政官廳ノ分ハ、是デハ監督ガ出來ナイコトニナッテ居
リマス

○子爵舟橋達賢君 サウスルト行政裁判所ノ方ノ代書
人トカ、他ノ區役所トカ、其他ノ代書人ハ、一般ニ取締ヲス
ルト云フノデアリマスカ

○政府委員(鈴木喜三郎君) 若シ行政裁判所ニ提出シ
マス書面ヲ代書人ノ手ニ依テ作成スルト云フ時ハ、左様イ
タシマス、實際ノ有様カラ申シマス、行政裁判所ハ原告
側ハ辯護士ガヤテ居リマス、被告側ハ官廳デアリマスカラ、
代書人ノ手ニ依テ作成スルト云フモノハ、無イト言フテ宜イ
ノデアリマス、現ニ行政裁判所ノ方ニハ一件モ代書人ノ作

○政府委員(鈴木喜三郎君) 若シ行政裁判所ニ提出シ
マス書面ヲ代書人ノ手ニ依テ作成スルト云フ時ハ、左様イ
タシマス、實際ノ有様カラ申シマス、行政裁判所ハ原告
側ハ辯護士ガヤテ居リマス、被告側ハ官廳デアリマスカラ、
代書人ノ手ニ依テ作成スルト云フモノハ、無イト言フテ宜イ
ノデアリマス、現ニ行政裁判所ノ方ニハ一件モ代書人ノ作

○政府委員(鈴木喜三郎君) 若シ行政裁判所ニ提出シ
マス書面ヲ代書人ノ手ニ依テ作成スルト云フ時ハ、左様イ
タシマス、實際ノ有様カラ申シマス、行政裁判所ハ原告
側ハ辯護士ガヤテ居リマス、被告側ハ官廳デアリマスカラ、
代書人ノ手ニ依テ作成スルト云フモノハ、無イト言フテ宜イ
ノデアリマス、現ニ行政裁判所ノ方ニハ一件モ代書人ノ作

○政府委員(鈴木喜三郎君) 若シ行政裁判所ニ提出シ
マス書面ヲ代書人ノ手ニ依テ作成スルト云フ時ハ、左様イ
タシマス、實際ノ有様カラ申シマス、行政裁判所ハ原告
側ハ辯護士ガヤテ居リマス、被告側ハ官廳デアリマスカラ、
代書人ノ手ニ依テ作成スルト云フモノハ、無イト言フテ宜イ
ノデアリマス、現ニ行政裁判所ノ方ニハ一件モ代書人ノ作

○政府委員(鈴木喜三郎君) 若シ行政裁判所ニ提出シ
マス書面ヲ代書人ノ手ニ依テ作成スルト云フ時ハ、左様イ
タシマス、實際ノ有様カラ申シマス、行政裁判所ハ原告
側ハ辯護士ガヤテ居リマス、被告側ハ官廳デアリマスカラ、
代書人ノ手ニ依テ作成スルト云フモノハ、無イト言フテ宜イ
ノデアリマス、現ニ行政裁判所ノ方ニハ一件モ代書人ノ作

○政府委員(鈴木喜三郎君) 若シ行政裁判所ニ提出シ
マス書面ヲ代書人ノ手ニ依テ作成スルト云フ時ハ、左様イ
タシマス、實際ノ有様カラ申シマス、行政裁判所ハ原告
側ハ辯護士ガヤテ居リマス、被告側ハ官廳デアリマスカラ、
代書人ノ手ニ依テ作成スルト云フモノハ、無イト言フテ宜イ
ノデアリマス、現ニ行政裁判所ノ方ニハ一件モ代書人ノ作

成シタノハアリマセス

○委員長(伯爵柳原義光君) 今内務省ノ委員ガ出席ニナリマシタカラ、山脇君先刻ノ御質問ヲ御繰返シテ願ヒマ

○山脇君 内務省ノ委員ニ伺ヒマセ、唯今司法代書人ガ問題ニナテ居リマセ、先刻カラ司法省側ノ御説ヲ聴キマスト、代書人ハ地方ニテハ府縣知事、東京ノハ警視廳ノ取締ヲ受ケテ居ル、裁判所構内ニ居ル者ハ裁判所所長ノ監督ヲ受ケル、是ハ司法ノ方ノ代書人デアル、行政ノ方ノ代書人ノ取締ハ、是マデドウ云フ工合ニナテ居リマスカ知リマセヌガ、此中ニ含マヌコトニナリマスト、ドウモ權衡ハ如何デアラカト云フ疑ガアルガ、此點ニ付テ内務省側ノ御考ヲ伺ヒ見タイト思ヒマセ

○政府委員(川村竹治君) 内務省關係ノ代書人ハ警視廳、其他各府縣ニ於キマシテハ府縣知事ニシテ、ソレトテ取締規則ヲ發布シテ居リマセ、サウシテ相當ノ取締ヲシテ居ルノデアリマセ、併シ司法代書人法ト云フ、斯ウ云フ法律ガ出マシレバ、内務省ノ方ノ關係ノ分モ其權衡ヲ採ルノ必要モアラウト思ヒマセ、能ク是ハ研究シテ見ナケレバ分リマセヌガ、目下ノ所デハ大シタ不都合ヲ考ヘテ居リマセヌガ、愈、此法律ガ出マシタラ内務省ハ、何方統一シテ法令ヲ發布シテ取締ルノガ或ハ至當カト思ヒマセ、是ハ併シ篤ト調査ヲシタ上デナケレバ、シカリシテ御答ハ出来マセヌ

○山脇君 尙ホ伺ヒタイノデアリマセ、司法省側デ今日代書人ニ色々ノ弊害ガアルコトヲ承ツテデアリマセ、内務省側ノ方デ區役所、或ハ警察署ニ付テノ代書人ノ側ニ付テ、是マデ斯ウ云フ不都合ガアルト云フヤウナ弊害ガアリマスカ、其邊ノ所ヲ御説明ヲ願ヒマセ

○政府委員(川村竹治君) 各府縣取締規則デ、其點ハ多少取締テ居ルヤウデアリマセ、或ハ司法事件ニ關係シテハイカヌカト云フコトガアルヤウニ記憶シテ居リマセ、併シソレデ十分デアアルカ、ドウカト云フコトハ、私ハ疑フ有テ居リマセ

○山脇君 尙ホ伺ヒテ置キマセ、サウスト云フト、一ノ司法代書人法ト云フモノガ出来テ、一層其監督ガ行届キ、ソレカラ代書人ノ資格モ是デ略、極ル、サウストト行政廳ノ方ハ今日其取締或ハ認可スルニ付テ、ソレハドウ云フコトニスルカ、其點ガ甚ダ不權衡ニナリハセヌカト思フノデアリマセ、是ハ内務省ノ御考デハ、斯ウ云フ法律ガ出来レバ、内務省ノ方モ是ト同ジヤウナ取締規則、或ハ身分ヲ能ク調ベルト云フコトガ必要デアラウト思フカラ、矢張り法律ニシタ方宜イト云フ御考ノヤウニ伺ヒタイノデアリマセ、サウ云フヤウニ承知シテ宜シノデアリマセ

○政府委員(川村竹治君) 今ノ御尋ハ内務省デ法律ヲ出スカト云フ御話デアリマセ

○山脇君 サウデス

○政府委員(川村竹治君) 私ノ考デハ法律マデニハ及ブマイト考ヘテ居リマセ、既ニ今日ハ府縣デ取締規則ガ出テ居リマスカラ、先ツ之ヲ統一スレバ、内務省マデ願ヒテ參シテ宜イノデナイカト云フ、今考フ有テ居リマセ

○子爵橋本達賢君 此司法代書人ト行政代書人ト、之ヲ別ツニ付テ、實際上ニ不便ヲ來スヤウナ虞ガアルヤウニ申シテ居ル人モアルヤニ聞クノデス、代書人側デサウ云フヤウナコトガアリマスカ、政府デハドウ云フ御考デゴザイマスカ

○政府委員(鈴木喜三郎君) 其問題ハ衆議院ノ委員會デモ出マシタガ、要スルニ此法案ガ出マシレバ、今日免許ヲ受ケテ居ル所ノ行政代書人ト申シマスカ、區役所アタリノ前ニ居ル所ノ代書人ハ矢張り此認可ヲ受ケニ來ルダラウト思フ、言換ヘレバ、兩鑑札、一兩鑑札ト申シテハ、カシイガ、兩方ノ認可ヲ受ケニ來ルダラウガ、ソレハ互ニ抵觸スルトカ、或ハ業務ヲ奪ハレテ仕舞フト云フコトハ無カラウト思フ、サウシテ其多クノ有様ヲ申上ゲマセ、ソレハ區役所警察署ノ門前ニ居ル代書人ガ書面ノ作成ヲ依頼サレルコトモアリマセ、ソレハ稀ノコトデアリマシテ、裁判所ノ書面作成ノ代書ハ裁判所ノ門前ニ市ヲナシテ居リ、登記所ノ者ハ登記所ノ門前ニ多ク居ル、斯ウ云フ状態デアリマスカラ、此鑑札ヲ受ケルコト云フコトハ、本案ノ妨ニナリマセ、アリマセ、裁判所ノ代書人ガ裁判所ノ門前ニ門戸ヲ張ルト云フコトニナラウト思フ、尙ホ附加ヘテ申シマセ、唯今警察局長カラ此行政代書人ノ點ニ付キマシテ説明ヲ申シマシタガ、先ホト申上ゲマセ、弊害ノゴザイマセ、行政代書人ヨリ司法代書人ノ方ガ多カラウト思ヒマセ、取締ノコトニ付キマシテモ、今日均一ヲ保ツ必要モゴザイマセウガ、取締ヲ嚴重ニスルコト云フコトハ、行政代書人ヨリモ司法代書人ノ方ニ取締ヲ嚴重ニシナケレバナラウト云フノガ、先ホト申シマセ、司法代書人ハ其人ヲ得ナケレバ其弊害ハ行政書類ヲ作ルヨリモ一層重大ノ關係ヲ惹起シマスカラシテ、此位ノ法律ヲ設ケマシテ嚴重ニ取締ル必要ガアラウト思フノデアリマセ

○山脇君 内務省ノ委員ニ御伺ヒ致シタイ、今日ノ取締規則ハドウ云フヤウナコトニナテ居リマスカ

○政府委員(川村竹治君) 規則ニ依リマシテサウ云フ者ハ許可セヌトカ、免許ヲセヌト云フコトモアルヤウデアリマセ、骨子ハサウ云フコトニナテ居リマセ

○山脇君 此法律案ニアリマセヤウニ業務ノ範圍ヲ超

エテ他人ノ訴訟ノ事柄ニ付テ關與スルコトガ出来ナイ、或ハ何カ取扱ラスル、何トカサウ云フヤウナ細カナ取締規則ハナイノデアリマスカ

○政府委員(川村竹治君) 今ノフモウ一遍御伺ヒ致シタイノデスガ...

○山脇君 代書ヲ營ム場合ニ、所轄警察ノ認可ヲ受ケル場合ニ、身分ヲ調ベルトカ、其者ガ業務ヲ取扱フ上ニ於テ斯ウ云フ不都合ガアツタ時ニハ、スウストト云フコトガアルノデスガ

○政府委員(川村竹治君) ソレハ色々アリマセ、倒ヘバ警視廳令ノ代書業取締規則ノ第三條ニ「左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ代書業ヲ許可セザルコトアルヘシ」とアリマシテ公權剝奪又ハ停止中ノ者、信用ヲ害スル罪、財産ニ對スル罪、誣告又ハ誹毀ノ罪ヲ犯シタル者、及本號該當者ト居テ同ウスル者、公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリ、若クハ素行不良ト認メタル者、其他ニモアリマセ、第四條ニ代書業者ハ左ノ行為ヲ爲ヌコトヲ得ス、一訴訟事件非訟事件及其ノ他ノ事件ニ關シテ代書以外ノ干與ヲ爲シ、又ハ之ヲ鑑定紹介スルコト、二住所又ハ業務所ニ於テ他人ヲシテ法律事務ヲ取扱ハシムルコト、三代書業者ニ非サル者ヲシテ業務上ノ代理ヲ爲サシムルコト、尙ホ他ニ項目ガ掲ゲテアリマセ、サウ云フ風ニシテ取締ヲ致シテ居リマセ

○山脇君 ドウ云フ制裁ニナテ居リマスカ

○政府委員(川村竹治君) 第十條ニ「左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ其ノ業務ヲ停止シ、又ハ禁止スルコトアルヘシ」スウ云フノデアリマセ、第十一條ニ「本則ニ違背シタル者又ハ第十條ノ停止若クハ禁止ヲ犯シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス」とアリマセ

○山脇君 本案ノ九條ノコトハドウ云フ事柄デアリマスカ

○政府委員(山内確三郎君) 是ハ唯今ノ警視廳令ニアルト趣意ハ同ジデアリマセ、其業務ハ第一條ニ認ムルヤウニ書類ヲ作成スル、是等ノ業務デアリマセ、所ガ今日ノ代書人等ガ能ク訴訟ノ仲介ヲシタリ、或ハマア一言ニ申スト「モグル」ヤウナコトヲスルノガ多イ、代書業ノ範圍ヲ超エテ訴訟ニ關與スルト云フヤウナコトハ、訴訟ノミナラズ其他ノ事件、例ヘバ非訟事件ノ手續、人事ニ關スル事柄、サウ云フコトハ一切出来ナイト云フノデ、矢張り代書業ニ超エテノ仕事ハ一切イケンイト云フコトニナテ居ルノデアリマセ

○山脇君 詰リ書類ノ作成ト云フコトダケト云フコトニナリマセ

○政府委員(山内確三郎君) 結局サウナリマセ

○山脇君 チョット隣マデ行キマスカラ...直グ歸ッテ來

マスカラ：...
○委員長(伯爵柳原義光君) ソレデハ定足數ガ缺ケマス
カラ一時休憩イタシマセウ
午後一時四十五分休憩

午後一時五十三分開會

○委員長(伯爵柳原義光君) ソレデハ舟橋子爵

○子爵舟橋遂賢君 本案ハ衆議院ニ出マシタトキニ於テハ、三十箇條ニ近イ箇條ヲ備ヘテ居ツタノデ、唯今拜見シマス
ト、半數以下ノ極簡單ナモノニナツテ、ホンノ骨子バカリノ御
規定ノヤウニ伺ハレマスガ、是ダケノ簡單ナモノデ、先刻來
政府委員ノ仰シヤツタケノ取締ニ關スルコトガ、十二分ニ
徹底シテ實際行ハレマスル御見込デゴザイマスガ、我々ハモ
ソト十分調査研究ノ上具體的ノ案ヲ、次ノ議會マデニ御
提出ニナル方ガ宜シクナイカ、此司法代書人ヲソレ程急イ
デ此際取締法規ヲ御作りニナラナケレバナラヌト云フ必要
ガアルモノデスカ、其邊ノ所ヲシカト伺ヒテ贊否ヲ決シタイト、
斯ウ思ヒマスカラシテ、御腹藏ナイ處ヲ御聽カセテ願ヒタイ

○政府委員(鈴木喜三郎君) 先程委員長ノ御質問ニ對
シテ御答申シテ置キマシタル通り、政府ト致シマシテハ、慎
重ニ諸般ノ關係ヲ取調ベテ、之ニ關スル取締法規ヲ制定シ
ヤウト云フ考ヲ有ツテ居ツタノデアリマスルガ、此司法代書人
ヲ取締マルト云フ方面カラ論ジマスレバ、是ダケノ條文デ十
分監督シテ行クコトガ出來ルト云フ確信ヲ有ツテ居ルノデア
リマス、取締方面カラ見テ此以上必要ハナイト信ジマスル
ガ、唯、先程申シマス通り、例ノ三百：：モグリ代言ヲ防グ
ト云フ所カラ致シマシテ、代訟人：：代り訟ヘル代訟人制
度ト云フモノヲ、設ケル必要アリヤナキヤ云フ點ニ、考慮ヲ
費シテ居ツタ爲ニ、代書人ニ對スル法規ノ提案ヲ、今日マデ
見ルコトガ出來ナカッタノデアリマスルガ、單ニ書面ヲ作製ス
ル代書人ダケノ取締法規ト致シマスレバ、是デ十分ト確信
イタシマスル

○子爵舟橋遂賢君 唯今伺ヒテ見マスレバ、政府ニ於テハ
此司法代書人法案ヲ作ツテ、十二分ノ效果ヲ舉ゲルコトニ
就テ、確信ヲ有ツテ居ルト云フコトノ御明言ガゴザイマシタ、
本員ハ其言ヲ信ジテ、本案ニ贊成ヲ表シマス

○委員長(伯爵柳原義光君) 他ニ御意見ナクバ、採決イ
タシタイト思ヒマス、御異議ゴザイマセヌカ
〔ゴザイマセヌ〕ト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵柳原義光君) 此案ニ御同意ノ諸君ハ、
便宜上手ヲ舉ゲテ戴キタウゴザイマス

○委員長(伯爵柳原義光君) 全會一致デ可決ニナツタモ

總員 舉手

大正八年四月二十八日印刷

大正八年四月二十九日發行

ノト認メマス、散會イタシマス
午後一時五十七分散會
出席者左ノ如シ

委員長 伯爵柳原 義光君
副委員長 山脇 玄君
委員 子爵舟橋 遂賢君
子爵東坊城 德長君
子爵伊東 祐弘君

政府委員

內務省警保局長 川村 竹治君
司法次官 鈴木 喜三郎君
司法省法務局長 豐島 直通君
司法省參事官 山内 確三郎君